

中小企業者等成長支援アドバイザー派遣事業に係る アドバイザー登録要領

(目的)

第1 公益財団法人大分県産業創造機構（以下、「機構」という。）が実施する中小企業等成長支援アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）におけるアドバイザーの登録については、この要領に定めるところによる。

(登録)

第2 機構は、本事業を実施するため、大分県内の中小企業者等が抱える経営課題について、的確に分析、診断、助言等を行うことができる専門性の高い能力を有する支援アドバイザーを募集し、面談の上、登録する。

2 アドバイザーとして登録を求める専門分野は、機構のホームページ内「中小企業者等成長支援アドバイザー派遣事業」のページに掲載する。

3 アドバイザーの登録を申請する者は、機構のホームページに掲載の登録申請フォームから応募する。

4 前記の申請があった場合、機構は申請者が第3の登録資格及び第4の登録要件を満たしていることを確認した上で、面談を行い、適格者について登録手続きを行う。

(登録資格)

第3 次の各号のいずれかに該当し、中小企業支援に必要な知識と経験を有する者をアドバイザーとして登録する。

(1) 中小企業診断士、MBA（経営学修士）、税理士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、情報処理技術者、通関士、技術士、販売士、フードコーディネーター、ISO審査員資格、その他の中小企業支援に有用な資格を有し、該当資格の実務経験を有する者

(2) 大学、短期大学及び専門学校において、社会科学（経済、経営、商業、法律等）又は自然科学（理学、工学、農学等）に属する科目の教授、准教授又は講師の経験を有する者

(3) 技能等に関する指導・教育機関及び国立・公設研究機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

(4) 会社等の管理者又は技術者等として、3年以上の実務経験を有する者

(5) コンサルタントとして、経営、販路開拓、商品開発、技術などの中小企業者等の支援に3年以上従事している者

(登録要件)

第4 次の各号のいずれにも該当する者をアドバイザーとして登録する。

(1) 中小企業等成長支援アドバイザー派遣事業実施要領に同意した者であること。

(2) 自己又は自己の法人役員等が暴力団関係者等に該当せず、暴力団関係者等が経営に実質的に関与している法人又は個人でもない旨の誓約をした者であること。

(3) 機構職員、大分県よろず支援拠点チーフコーディネーター、大分県職員、大分県内の商工団体、金融機関、中小企業等経営強化法第21条第1項に基づき認定された経営革新等支援機関又は士業団体の推薦書の提出があること。

(4) 県内に活動拠点がある、又は登録する専門分野での活動実績が県内で定期的にあること。

(5) 登録申請時に、直近3年間における支援実績の事例（3件以上）が提出されていること。

(登録期間・登録更新)

第5 登録期間は、登録又は更新登録を行った年度から起算して3年後の3月31日までとする。

- 2 登録の更新を希望する者は、登録期間が終了する年度末までに、機構のホームページに掲載の登録申請フォームから申請しなければならない。
- 3 前記の申請があった場合、機構は、第3の登録資格及び第4の登録要件のほか、それまでの本事業における支援実績を考慮し、相当と認められる者を更新登録するものとする。
- 4 登録期間及び登録更新の時期にかかわらず、機構は登録アドバイザーに対し、不定期に登録更新の意思確認を行い、更新登録を行うことができるものとする。

(派遣)

第6 機構は、県内中小企業者等からの申請（以下、「申請者」という。）に基づき、経営課題及び助言等を行う内容を考慮し、派遣するアドバイザーを決定する。

- 2 アドバイザーに登録されても、必ずしも派遣があるとは限らない。
- 3 登録アドバイザーによる特定企業への派遣要請は、

本事業の対象外とする。また、申請者による特定アドバイザーの指名は原則として対象外とするが、機構が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(情報セキュリティ等)

第7 登録アドバイザーは、業務を実施する際にパソコン等の端末が必要となる場合、自身が所有する端末を使用することができる。なお、端末の利用に当たっては、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 業務に使用する利用端末のOS及びアプリケーションソフトは、正規品かつサポートされているバージョンであること。
- (2) インターネット回線に接続して利用する場合は、利用端末にアンチウイルスソフトの最新バージョンが入っていること。
- (3) フリーWi-Fiなどの不特定多数が接続可能な通信環境の利用は禁止する。また、派遣先企業等のWi-Fiの利用に当たっては、接続の承諾があった場合にのみ利用することができるものとし、企業等のセキュリティポリシーに従うこと。

(禁止事項)

第8 登録アドバイザーは本事業の派遣において、次の各号に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 本事業で支援を受ける中小企業者等（以下、「派遣先」という。）で知り得た企業等の秘密を外部に漏らすこと又は自己の利益とすること。
- (2) 機構ならびに派遣先に虚偽の報告を行うこと。
- (3) 本事業により支援を行った内容に対して、機構以外から報酬を受け取ること。
- (4) 本事業の目的もしくは内容を逸脱し、派遣先の業務の代行や成果物の納品を伴う請負の行為を行うこと。なお、派遣業務の終了後、派遣先と個別に業務請負契約等を締結することは妨げない。
- (5) 本事業の派遣業務以外の場において、機構の登録アドバイザーを名乗って、自己の営業活動や広告宣伝等、又は事業及び業務等を行うこと。

(登録取消)

第9 機構は、登録アドバイザーが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、その登録を取り消すことができる。また、登録を取り消された者の再登録は認めない。

(1) 登録内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第4(2)の暴力団等でない旨の誓約に反する事実が判明した場合

(3) 第7の情報セキュリティに反する行為により、企業等の機密情報や個人情報の侵害、業務停止など、重大なインシデントを発生させた場合

(4) 第8の禁止事項に該当する行為が認められた場合

(5) 重大な法令違反又は公序良俗違反など社会的信用を損なう行為が認められ、登録アドバイザーとしての適格性に欠くと理事長が判断した場合

2 登録している連絡先から登録アドバイザーに連絡がとれなくなった場合は、機構は通知を行わず、その登録を取り消すことができる。

付 則

この要領は、令和8年3月1日より施行する。